

- ・ 道路に埋設する場合には、土被りを1.2m以上設けること。ただし、今後延長がない場合にあっては、1.0m以上とすることができます。
- イ マンホール
- ・ 管渠の始点となる箇所、管渠の方向、勾配または管径が変化する箇所、管渠の会合する箇所ならびに段差が生じる箇所について設けること。なお、維持管理上、本市の基準による管渠の長さの範囲内に必要数が設置されていること。
 - ・ 底部には、接続する管渠に応じて、適切にインバートを設けること。